

## 工事現場の安全対策にかかる創意工夫

整理番号：49

分類	第2章第10節8.危険箇所の周知
事例名称	高さ規制門の機能維持
対策の概要	
<p>工事車両出入り口にあっては、架空線切断事故防止等を考慮し、3.8mの高さ規制門の設置が殆どの作業所にて実施されている。</p> <p>高さの明示には三角旗を使用することが多く、三角旗は時間の経過と共に、たるみが生じ本来の機能を果たせなくなっているものも少なくないことから、この三角旗がたるむことなく機能を確保し続ける工夫として、三角旗紐の固定端部にゴム製の「足場バント」を取付、三角旗紐に絶えず張力を持たせ、たるみが生じないようにした。</p>	
川合新田護岸下流工事	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>三角旗にたるみのない規制門</p></div><div style="text-align: center;"><p>三角旗にたるみのある規制門</p></div></div> <div style="margin-top: 20px;"><p>三角旗紐の片側段部にゴム製の「足場バント」取付、張力を持たせているだけ。 少ないコストで、基本機能を確保出来る工夫</p></div>	